

## 太田市母子生活支援施設整備費償還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 児童福祉施設運営の健全化を図るため、社会福祉法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づいて母子生活支援施設を設置した法人(以下「法人」という。)が国庫補助対象事業として実施した母子生活支援施設整備事業費の借入償還金に対し、補助することについては、太田市補助金等に関する規則(平成17年太田市規則第76号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この補助金の対象は、国庫、県費、日本船舶振興会等の補助対象事業として、母子生活支援施設整備事業を行うために、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会及び独立行政法人福祉医療機構のいずれかの団体の資金を借入れし、その元金償還を行う法人とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、厚生労働省の定める補助基本額から補助金等の額を控除した額と未償還済額(利子及び延滞等による未済額を除く。)のいずれか少ない方の額(償還免除等がある場合は、それを控除した額)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を限度とし、借入時に定められた年次別償還元金に応じて、その償還年度に補助するものとする。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。